事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行

Point 1

施行：2019年４月１日～　※中小企業は、2020年４月１日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point 2

施行：2019年４月１日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年５日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 3

施行：2020年４月１日～　※中小企業は、2021年４月１日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業庁

相談窓口のご案内

■　働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

京都労働局 **監督課** TEL：075-241-3214 **労働基準監督署** 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶京都府内の労働基準監督署の電話番号等は、京都労働局ホームページのトップページ右下「関連機関」の「労働基準監督署」をクリック https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/kantoku/kankathu_thiiki.html
京都労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 **雇用環境・均等室** TEL:075-241-3212 【派遣労働者関係】 **需給調整事業課** TEL:075-241-3225	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

■　働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

京都働き方改革推進支援センター フリーダイヤル： 0120-420-825	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶京都働き方改革推進支援センター http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/workstyle-reform/
京都産業保健総合支援センター TEL：075-212-2600	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶京都産業保健総合支援センター https://www.kyotos.johas.go.jp/
京都府よろず支援拠点 TEL：075-315-8660	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶京都府よろず支援拠点 https://kyoto-yorozu.jp/
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶京都府内のハローワークの電話番号等は、京都労働局ホームページのトップページ右下「関連機関」の「ハローワーク」をクリック https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hw/kankathu_thiiki.html